

二宮町国民保護協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、二宮町国民保護協議会条例第6条の規定に基づき、二宮町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 協議会を招集するときは、会議の日時、会場及び議題を定め、委員に通知しなければならない。

(委員の代理)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は委員とみなす。

(異動等の報告)

第4条 委員に異動等があったときは、その後任者は、直ちに、その役職名、氏名及び異動年月日を、会長に報告しなければならない。

(事務局)

第5条 協議会の事務を処理するため、事務局を二宮町総務部企画室に置く。

(記録)

第6条 事務局の長は、次項の各号に定める事項を記載した記録を作成し、保管する。

2 会議録には次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 会議の開催日時と会場
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決事項
- (5) その他の参考事項

(会議の公開)

第7条 会議の公開は、傍聴により行うこととし、その方法については次項以降に定めるところによる。

- 2 傍聴者の定数については、会議の都度、会長が会議室の収容人員を考慮して定め、当該会議室に傍聴席を設置するものとする。
- 3 事務局の長は、当日傍聴を希望する者のうちから先着順に傍聴を認めることができる。ただし、前項に規定する定員を大幅に上回ることが予想される場合は、あらかじめ抽選等により傍聴者を決定するものとする。
- 4 傍聴者は、会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしては

(参考)

ならない。

- 5 会長は、会議を公開することが適当でない認められ、協議会に諮り、非公開とする意見が過半数となった場合は、会議の一部又は全部の非公開を決定することができる。
- 6 事務局の長は、会議を開催するに当たっては、当該会議開催日の1週間前までに、次の事項を記載した文書を庁舎掲示板に掲示するほか、町ホームページその他適切な方法により会議の開催について、町民に周知するものとする。
 - (1) 会議の開催日時と会場
 - (2) 議題
 - (3) 傍聴を認める者の定員
 - (4) 傍聴手続き
 - (5) 問い合わせ先

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月26日から施行する。